

新教育委員に難波氏任命 教育委員長は田中氏



▲田中氏



▲難波氏

12月21日付けで任期満了となった前教育委員(委員長)中垣克久氏の後任として、12月22日、難波淳一氏が任命されました。

新委員の任命は、11月28日の市議会定例会で同意を得たもので、任期は平成24年12月21日までの4年間。

◆難波淳一氏(なんばじゆんいち)：東京学芸大学大学院卒、県立厚木高等学校教頭(総括教頭)などを歴任。学校心理士。国分南在住・61歳。
☎ 教育総務課 (☎235・4916)。

緑は大気の浄化や酸素の供給、うるおいのある景観の創造など私たちの生活に欠かせないものです。市では、貴重な緑を「まもる・つくる・育てる」ため、各種緑

住宅地の緑を増やす方法として生垣に対する奨励制度を設けています。

◆緑化奨励制度
市内の貴重な緑を守るため、市環境保全条例に基づいて、自然緑地保全区域や自然緑地保存樹木を指定しています。

◆生垣奨励制度
住宅地に新たに生垣を設置や植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等の方に奨励金を交付します。



1月から生垣の設置条件を緩和

みどり豊かなまちづくりへ「緑化奨励制度」を活用を

市では、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、神奈川県信用保証協会に支払う信用保証料を補助する制度を設けています

1日付けで信用保証料に対する補助金の上限額を15万円に引き上げます。

◆補助額
補助額は、神奈川県信用保証協会に払い込んだ保証料の全額です。ただし保証料が15万円を超えるときは、15万円となります。

◆申請は商工課へ
商工課にある申請書に必要事項を記入の上、同課に提出してください。

中小企業信用保証料補助制度 1月から上限を15万円に引き上げ

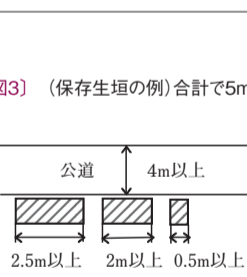
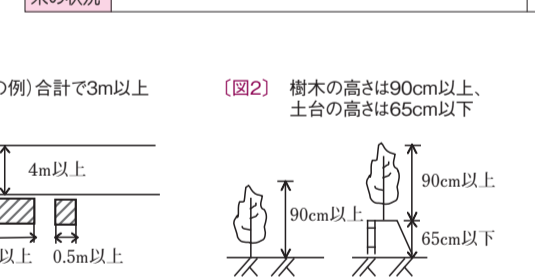
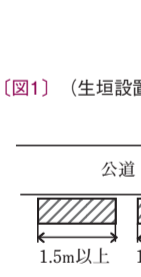
◆自然緑地保全区域
面積が500平方メートル以上の樹林地を指定し、所有者等に奨励金を交付します。

自然緑地保全区域等指定制度

制度名	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さが3m以上あり、健全で美観に優れている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1500円を加算した額	樹木1本につき4000円。並木の場合は、1本につき1000円
平成20年12月末の状況	約18.5万㎡を指定済み	樹木174本、並木16本を指定済み

生垣奨励制度

制度名	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	次の①～④のすべてを満たすもの ①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さの合計が3m以上であること(図1)参照 ②樹木の高さは90cm以上で、植栽本数は1mにつき2本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシン類を除く(果樹等への病虫害被害防止のため) ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること(図2)参照	左記②～④の要件を満たすもので、生垣を設置後5年以上経過し、樹木が健全で美観的に優れていること。ただし、住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さの合計が5m以上であること(図3)参照
奨励金額	生垣の長さ1mにつき5000円。ただし、当該年度中、同一敷地内における最高限度額は15万円	1mにつき4000円。ただし、年度途中に指定を受けた場合で、指定期間が6カ月に満たない場合は、2分の1の額
手続き方法等	設置前に公園緑地課へ申請してください	①公園緑地課へ申請してください ②指定期間は5年。必要に応じ指定期間を1回更新できます
平成20年12月末の状況	80mを設置済み	3368mを指定済み



▲隊員と自主防犯活動用自動車

●本郷自治会
自主防犯パトロール隊
(平成20年4月結成、池亀啓文隊長・会員70人)
(1) 結成母体 本郷自治会、青少年健全育成連合会、本郷支部、消防団、交通指導員、防犯指導員
(2) 活動地区 本郷地区
(3) 活動内容
① 自主防犯パトロール、防犯広報など(月2回)
② 小学校の夏休み期間中と月2回の夜間パトロール
③ 青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行う自動車(「自主防犯活動用自動車」)を運行した防犯パトロール。
地区で使用していた交通指導車と、隊員所有の自動車2台の計3台を「自主防犯活動用自動車」として申請・証明を受けて運用。同車によるパトロールは、実施者証の交付を受けている隊員

◆パトロール隊からひと言
本郷住民の防犯意識の高まりが実を結び、今年4月「安全安心は、自分たちで守ろう」を合い言葉に、パトロール隊を結成することができました。

●シリーズ●
防犯ボランティア活躍中!④
～本郷～

◆市民安全課
市民安全課(☎235・4789)、海老名警察署(☎232・0110)。

市内の青色防犯パトロール用として申請する「自主防犯活動用自動車」は現在、本郷地区の3台を含め、合計13台が運用されています。

市および本郷の刑法犯罪発生件数

平成	本郷で発生した刑法犯罪(うち窃盗)	市
13年	76件(71件)	3459件
14	102(94)	3348
15	96(78)	3322
16	72(62)	3283
17	51(39)	2802
18	46(32)	2312
19	53(45)	2333

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です